

新型コロナウイルス感染症の外国人患者に係る医療提供体制構築の支援等

(1) 都道府県向けの支援

(ア) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

帰国者・接触者相談センターをはじめとする相談窓口を運営する際に、通訳の導入や説明用資料の翻訳等についての補助が可能です。

[参考資料] 令和2年6月16日厚生労働省医政局長・健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」等

(イ) 医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業【医療施設運営費等補助金】

都道府県が外国人患者対応に関する医療機関向けの相談窓口を設置する場合に必要な経費を支援します。当該窓口の運営を外部事業者へ委託する場合も補助の対象です。

[参考資料] 令和元年8月20日厚生労働省医政局長通知「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」の別紙「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」

(ウ) 地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル

新型コロナウイルス感染症に限らず、地方自治体による地域の外国人患者の受入れ環境整備の資として厚生労働省の研究班により作成された文書が下記 URL で利用可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html

(エ) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、院内で多言語の情報発信（導線案内・情報サービス提供等）を行うための看板や電光掲示板（ディスプレイ、タブレット端末、コンピューター等の周辺設備等）の設置について支援を行います。

[参考資料] 令和2年6月16日厚生労働省医政局長・健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」等

(2) 医療機関向けの支援

(ア) 医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業

新型コロナウイルス感染症の外国人等を受け入れる感染症指定医療機関等における外国人受入体制強化を図ることを目的に、電話医療通訳サービスを提供します。

〔対応言語〕 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

〔事業期間〕 令和2年11月28日まで 24時間対応

〔利用対象〕 感染症指定医療機関

帰国者・接触者外来設置医療機関

新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている医療機関等

〔利用料金〕 無料

〔使用方法〕 別添1参照

(イ) 希少言語に対応した電話通訳サービス事業

民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難と考えられる希少言語に対して、全医療機関を対象に有料の電話通訳サービスを提供します。

〔対応言語〕 タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、ミャンマー語

〔事業期間〕 令和3年3月31日まで 24時間365日

〔利用対象〕 全国の医療機関（歯科医療機関含む）

〔利用料金〕 最初の5分間は1,500円、
以降1分あたり500円（通話料は利用者負担）

〔使用方法〕 別添2参照

(ウ) 医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業

休日及び夜間に、事前手続きがなくとも利用可能な電話通訳サービスの案内、適切な医療費請求方法の助言、移送や搬送情報の提供など、外国人患者に係る相談を受け付ける医療機関専用のワンストップ型相談窓口を提供します。

〔事業期間〕 令和3年3月31日まで

平日17時から翌朝9時まで、土日及び祝日は24時間

〔利用対象〕 全国の医療機関（歯科医療機関を含む）

〔利用料金〕 無料

〔使用方法〕 別添3参照

(エ) 外国人向け多言語説明資料等

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語のひな形が利用ダウンロード可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumeiml.html

(オ) 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル

厚生労働省の研究班によって作成された外国人患者を受け入れる際の参考となる医療機関向けマニュアルが利用可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html

(3) 今後予定している支援事業等

上記の都道府県及び医療機関向けの支援策の他、昨年度からの継続として、下記の事業を順次実施して行く予定です。

- 「医療通訳者、外国人患者受入医療コーディネーター配置等支援事業」
外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関が医療通訳者等を雇用する場合の経費の一部補助及び当該医療機関の体制整備についての助言実施
- 「外国人患者受入れ医療コーディネーター研修」
外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の職員に対する無料の研修を提供
- 「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業（二次募集）」
都道府県、病院グループ・団体等が電話医療通訳サービスを団体契約する場合にその経費を一部補助その体制整備を支援
- 「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業」
外国人患者を受け入れ体制の整備に資する情報発信を実施
- 「地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業」
都道府県による地域特性に応じた外国人患者受け入れ体制のモデル構築に助成
また、多言語による受診方法の情報発信の一助として、外国人向けに新型コロナウイルス感染症対応に必要な情報を複数言語で提供する事業の実施を予定しています。

参考 URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html

以上